

指定給水装置工事事業者に係る申請書・届出書の提出先(表紙)

水道事業者 殿

令和 年 月 日

申請者 氏名又は名称 株式会社 大登建設
 住所 奈良市青山八丁目170番地
 代表者氏名 代表取締役 岡田 悦子
 電話番号 0742-26-8183
 FAX番号
 メールアドレス

下記のとおり、申請書・届出書を提出します。

1. 申請・届出をする書類(ひとつだけの□に✓を入れて下さい)

この「表紙」は、申請書・届出書毎に作成し、各書類の前に付けて下さい。

- ①指定給水装置工事事業者指定申請書～様式第1、別表、様式第2
- ②指定給水装置工事事業者指定事項変更届出書～様式第10
- ③指定給水装置工事事業者廃止・休止・再開届出書～様式第11
- ④給水装置工事主任技術者選任・解任届出書～様式第3

2. 申請・届出をする水道事業者(□に✓を入れてください)

申請・届出をする水道事業者数 1 者

NO.	水道事業者名	チェック	NO.	水道事業者名	チェック	NO.	水道事業者名	チェック	NO.	水道事業者名	チェック
1	奈良市 公営企業管理者	✓	8	御所市 水道事業管理者		15	斑鳩町 水道事業管理者		22	広陵町 上下水道事業管理者	
2	大和高田市 上下水道事業管理者		9	生駒市 水道事業管理者		16	安堵町 水道事業管理者		23	河合町 水道事業管理者	
3	大和郡山市 上下水道事業 の管理者		10	香芝市 上下水道事業の管理者 の権限を行う市長		17	磯城郡 水道企業団企業長		24	吉野町 水道事業管理者	
4	天理市 上下水道事業 の管理者		11	葛城市 上下水道事業管理者		18	高取町 水道事業管理者		25	大淀町 上下水道事業管理者	
5	橿原市 上下水道事業管理者 の権限を行う市長		12	宇陀市 水道事業管理者 の権限を行う市長		19	明日香村 水道事業管理者		26	下市町 水道事業管理者 の権限を行う町長	
6	桜井市 上下水道事業管理者 の権限を行う市長		13	平群町 水道事業管理者		20	上牧町 水道事業管理者				
7	五條市 水道事業管理者		14	三郷町 水道事業管理者		21	王寺町 水道事業管理者				

指定給水装置工事事業者指定事項変更届出書

水道事業者 殿

令和 年 月 日

〒630-8101

奈良市青山八丁目170番地

株式会社 大登建設

届出者 代表取締役 岡田 悦子

電話 0742-26-8183

水道法第25条の7の規定に基づき、次のとおり変更の届出をします。

フリガナ 氏名又は名称	株式会社 大登建設		
住 所	奈良市青山八丁目170番地		
フリガナ 代表者の氏名	代表取締役 岡田 悦子		
変更に係る事項	変 更 前	変 更 後	変 更 年 月 日
事業者の住所	奈良市青山一丁目1-6-202	奈良市青山八丁目170番地	
事業所の所在地	同上	同上	

（備考）この用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とすること。

現在事項全部証明書

奈良市青山八丁目170番地
株式会社大登建設

会社法人等番号	1500-01-001206	
商号	株式会社大登建設	
本店	奈良市青山一丁目1番地6-202号	平成22年 1月20日移転 平成22年 1月25日登記
	奈良市青山八丁目170番地	令和 3年 4月26日移転 令和 3年 4月26日登記
公告をする方法	官報に掲載してする。	
会社成立の年月日	平成3年2月22日	
目的	1. 土木工事の施工、監理の請負業 2. 建築工事の施工、監理の請負業 3. 水道工事の施工、監理の請負業 4. 総合排水処理施設の設計、施工、管工事一式 5. 産業廃棄物の収集運搬業 5. 上記各号に附帯する一切の事業 平成17年 2月28日変更 平成17年 3月 1日登記	
発行可能株式総数	1600株	
発行済株式の総数 並びに種類及び数	発行済株式の総数 800株	
資本金の額	金350.0万円	平成21年 3月18日変更
		平成21年 3月18日登記
株式の譲渡制限に関する規定	当会社の株式を譲渡するには、株主総会の承認を受けなければならない。 平成24年 5月22日変更 平成24年 6月 1日登記	
役員に関する事項	取締役 岡田三重子	平成30年 2月15日重任
		平成30年 2月15日登記
	取締役 岡田悦子	平成30年 2月15日重任
		平成30年 2月15日登記

奈良市青山八丁目170番地
株式会社大登建設

	奈良市青山八丁目170番地 代表取締役 岡田悦子	平成30年 2月15日重任
		平成30年 2月15日登記
		令和 3年 4月26日住所 移転
		令和 3年 4月26日登記



これは登記簿に記載されている現に効力を有する事項の全部であることを証明
した書面である。

(奈良地方法務局管轄)

令和 6年 5月20日

奈良地方法務局
登記官

岡 本 基 治



定 款



株式会社 大登建設

定 款

第 1 章 総 則

(商号)

第 1 条 当社は、株式会社大登建設と称する。

(目的)

第 2 条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。

1. 土木工事の施工、監理の請負業
2. 建築工事の施工、監理の請負業
3. 水道工事の施工、監理の請負業
4. 総合排水処理施設の設計、施工、管工事一式
5. 産業廃棄物の収集運搬業
6. 上記各号に附帯する一切の事業

(本店の所在地)

第 3 条 当社は、本店を奈良市に置く。

(公告方法)

第 4 条 当社の公告は、官報に掲載してする。

第 2 章 株 式

(発行可能株式総数)

第 5 条 当社の発行する株式の総数は、1600株とする。

(株式の譲渡制限)

第 6 条 当社の株式を譲渡するには、株主総会の承認を受けなければならない。

(株券の不発行)

第7条 当会社の株式については、株券を発行しない。

(株式等の割当てを受ける権利を与える場合)

第8条 当会社の株式(自己株式の処分による株式を含む。)及び新株予約権を引き受ける者の募集において、株主又は株式又は新株予約権の割当てを受ける権利を与える場合には、その募集事項、株主に当該株式又は新株予約権の割当てを受ける権利を与える旨及び引受けの申込みの期日は取締役の過半数の決定によって定める。

(株主名簿記載事項の記載等の請求)

第9条 当会社の株式取得者が株主名簿記載事項を株主名簿に記載又は記録をすることを請求するには、当会社所定の書式による請求書に株式取得者とその取得した株式の株主として株主名簿に記載され、若しくは記録された者又はその相続人その他一般承継人が署名又は記名押印し、共同して提出しなければならない。法務省令の定める事由による場合は、株式取得者が単独で請求することができ、その場合には、その事由を証する書面を提出しなければならない。

(質権の登録及び信託財産の表示)

第10条 当会社の株式につき質権の登録又は信託財産の表示を請求するには、当会社所定の書式による請求書に当事者が署名又は記名押印し、提出しなければならない。その登録又は表示の抹消についても同様とする。

(手数料)

第11条 前二条に定める請求をする場合には、当会社所定の手数料を支払わなければならない。

(基準日)

第12条 当会社は、毎事業年度末日の最終の株主名簿に記載又は記録された議決権を有する株主(以下、「基準日株主」という。)をもって、その事業年度に関する定時株主総会において権利を行使することができる株主とする。

2 前項のほか、株主又は登録株式質権者として権利を行使することができる者を確定するため必要があるときは、取締役の過半数の決定により、あらかじめ公告して臨時に基準日を定めることができる。

第3章 株主総会

(招集)

第13条 定時株主総会は、毎事業年度の末日の翌日から3か月以内にこれを招集し、臨時株主総会は必要あるときに随時これを招集する。

(招集権者及び議長)

第14条 株主総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役の過半数の決定により取締役社長がこれを招集し、議長となる。

2 取締役社長に事故があるときは、あらかじめ定めた順序により、他の取締役が株主総会を招集し、議長となる。

(決議の方法)

第15条 株主総会の決議は、法令又は定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の過半数をもって行う。

2 会社法第309条第2項に定める決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の過半数を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行う。

(議事録)

第16条 株主総会議事録については、法務省令で定めるところによりその経過の要領及びその結果等を記載又は記録し、議長及び出席した取締役がこれに記名押印又は電子署名を行う。

第4章 株主総会以外の機関

(取締役の員数)

第17条 当会社は、取締役1名以上を置く。

(代表取締役)

第18条 当会社の取締役が2名以上ある場合は、そのうち1名を代表取締役とし、取締役の互選

によってこれを定める。

(社長)

第19条 取締役が2名以上ある場合は代表取締役を、取締役が1名の場合は当該取締役を社長とする。

(取締役の選任)

第20条 取締役の選任決議は、株主総会において、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の過半数をもって行う。
2 取締役の選任決議は、累積投票によらないものとする。

(取締役の解任方法)

第21条 取締役の解任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の過半数を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上の多数をもって行う。

(取締役の任期)

第22条 取締役の任期は、選任後10年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。
2 補欠又は増員により選任された取締役の任期は、前任者又その選任時に在任する取締役の任期の満了すべき時までとする。

(報酬)

第23条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益は、株主総会の決議をもって定める。

第5章 計 算

(事業年度)

第24条 当会社の事業年度は、毎年1月1日から同年12月31日までとする。

(剰余金の配当等)

第25条 剰余金の配当は、毎事業年度末日現在の最終の株主名簿に記載又は記録された株主又

及び登録株式質権者に対して行う。

- 2 剰余金の配当がその支払開始の日から満3年を経過しても受領されないときは、当社は、その支払義務を免れるものとする。

第6章 附 則

(定款に定めのない事項)

第26条 本定款に定めのない事項は、すべて会社法その他の法令の定めるところによるものとする。

R6.5.20

この定款は現行定款に相違ありません。

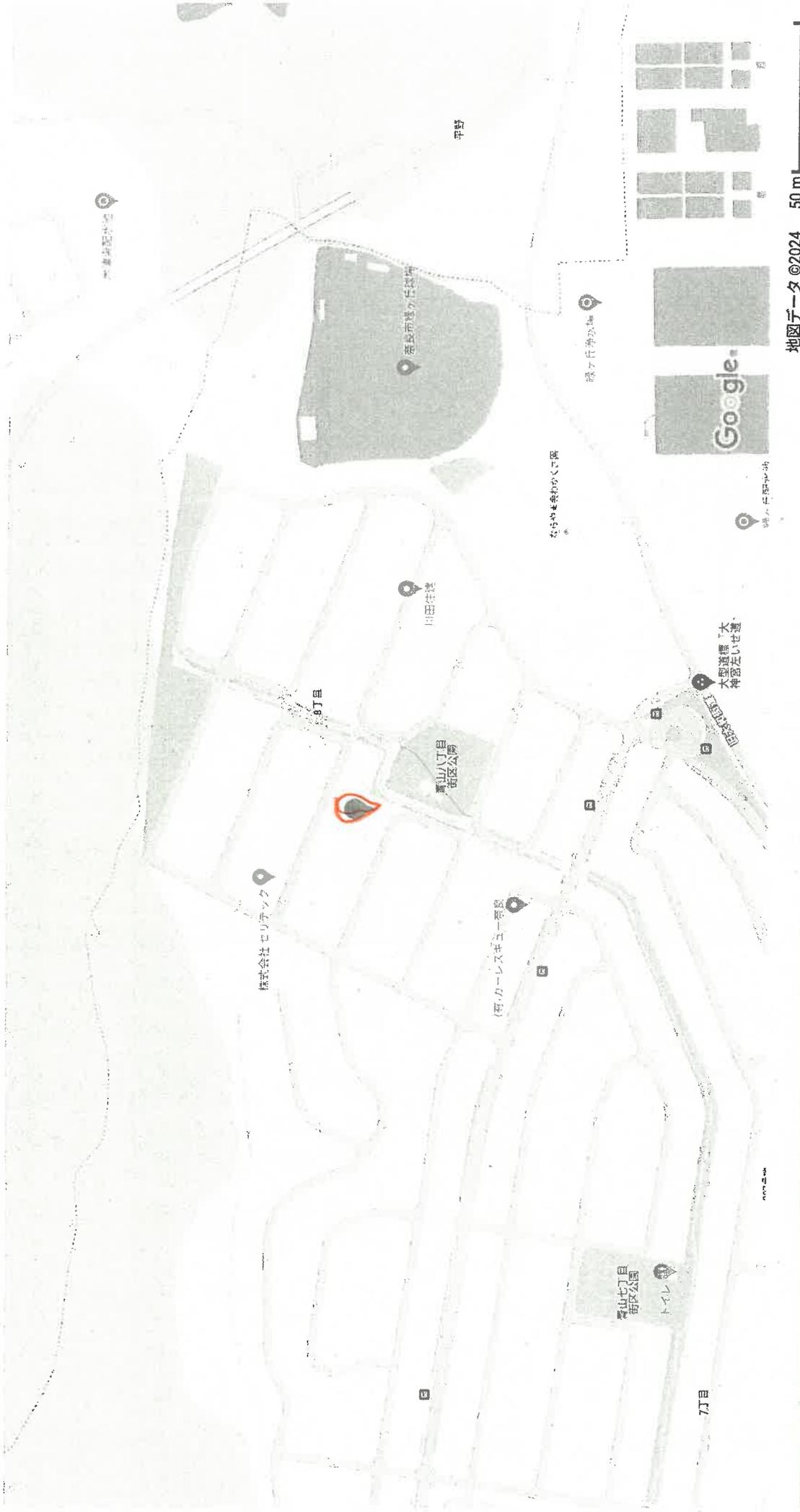
平成30年 月 日

株式会社 大登建設

代表取締役 岡 田 悦 子



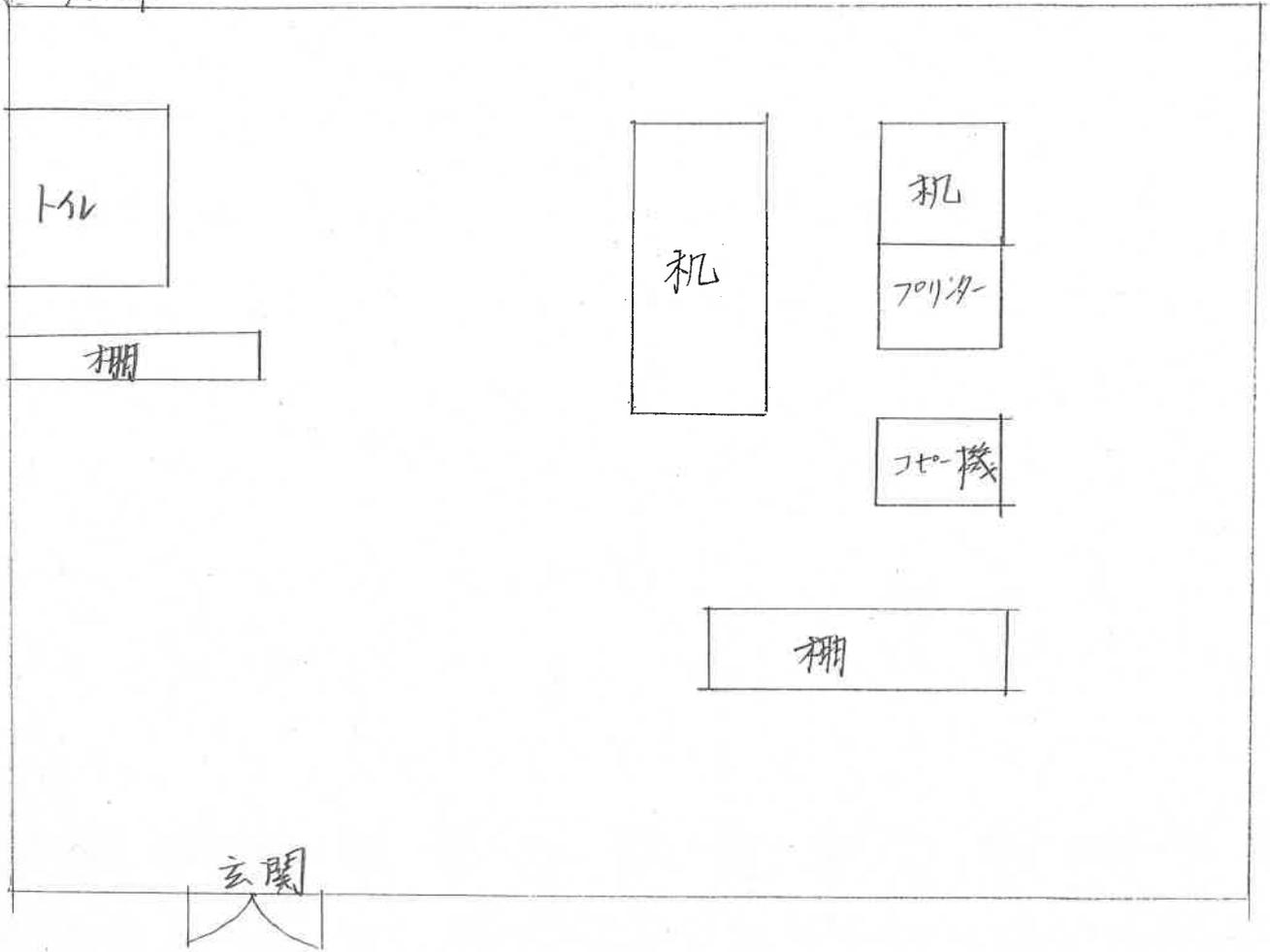
Google 〒630-8101 奈良県奈良市青山8丁目170



地図データ ©2024 50 m



店鋪



倉庫

